

○ 印西市空家等対策協議会設置条例

令和 7 年 3 月 17 日 条例 第 16 号

改正 令和 8 年 3 月 17 日 条例 第 12 号

印西市空家等対策協議会設置条例

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、印西市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 協議会の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市建設部開発建築課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。